明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件（経済産業一一六）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任関係　二六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　三〇

告示

○経済産業省告示第百十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成三十年六月二十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	業種	指定期間
一	石英粗面岩・同類似岩石採石業	平成三十年七月一日から平成三十年九月三十日まで
二	大理石採石業	
三	砂・砂利・玉石採取業	
四	耐火粘土鉱業	
五	天然けい砂鉱業	
六	その他の窯業原料用鉱物鉱業	
七	一般土木建築工事業	
八	造園工事業	
九	舗装工事業	
十	とび工事業	
十一	土工・コンクリート工事業	
十二	特殊コンクリート工事業	
十三	鉄筋工事業	
十四	左官工事業	
十五	床工事業	
十六	内装工事業	
十七	ガラス工事業	
十八	金属製建具工事業	
十九	木製建具工事業	
二十	防水工事業	
二十一	他に分類されない職別工事業	
二十二	一般電気工事業	
二十三	電気配線工事業	